



介護保険料の軽減案について ご意見をお聞かせください

鳥取市では、介護保険の運用にあたり、第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料について、保険料段階が第1および第2段階の人のうち収入が少なく生活が著しく困窮している人に対し、軽減措置を実施したいと考えています。この軽減案についてのみなさんのご意見をお寄せください。

経過

介護保険制度は「社会全体で介護を支える」という理念のもと、平成十二年四月からスタートしました。六十五歳以上の人の保険料については、介護保険の円滑な導入を目的とした国の特別対策により、次のようになっています。

平成十二年四月から九月までの半年間は徴収しません。平成十二年十月から平成十三年九月までの一年間は、本来の保険料の半額を納めていただきます。

平成十三年十月以降は、本来の保険料の額を納めていただきます。（下図参照）

本年十月からは国の特別対策が終了し、本来の保険料を納めていただくこととなります。

現在、鳥取市では六十五歳以上の人の保険料について、所得段階に応じ五段階の額を設定していますが、今回の措置は、保険料段階が第一および第二段階の人のうち、収入が少なく生活が著しく困窮している人に対し、介護保険料を軽減しようとするものです。

国の特別対策のしくみ

